

平成28年12月26日

平成29年度精神・障害保健課予算案の概要厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課

※金額は地域生活支援事業及び社会福祉施設等施設整備事業計上分を除いた額である。

**障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供
2,367億円(2,357億円)****1. 自立支援医療 2,309億円(2,301億円)**

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神障害者のための精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。
(実施主体)

- ・精神通院医療：都道府県、指定都市
- ・更生医療：市町村
- ・育成医療：市町村

(負担率)

- ・精神通院医療：国 50/100、都道府県・指定都市 50/100
- ・更生医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100
- ・育成医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100

2. 措置入院 54億円(52億円)

精神保健福祉法の規定により、都道府県知事又は指定都市市長が入院させた精神障害者の入院に要する費用を負担する。

(交付先) 都道府県・指定都市 (補助率) 3/4

3. 医療保護入院 3.6億円(4.0億円)

琉球政府の負担において精神障害の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害の医療を受けた場合における医療費を補助する。

(交付先) 沖縄県 (補助率) 8/10

地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

204億円（205億円）

1. 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

2. 3億円（0.5億円）

(1) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進

2. 3億円（44百万円）

社会福祉施設等施設整備事業 71億円の内数

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、都道府県等と精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する。

また、長期入院精神障害者に対する地域移行に向けたグループホームなどの基盤整備を実施する。

①地域移行推進連携会議の開催

都道府県・指定都市が主体となって、行政機関、精神科病院の地域移行に関わる職員や地域の事業者等で構成する「地域移行推進連携会議」を開催し、精神科病院からの退院に向けた支援や地域生活の支援について、具体的方策等の検討、実施状況の把握や実施後の評価等を行う。

②精神科病院の職員に対する研修の実施

地域移行に関する理解の促進を図るため、精神科病院職員に対する研修を実施する。

③退院支援プログラムの実施

地域移行に向けて、

- ・退院し地域生活を送る当事者の体験談を聞く
- ・地域の事業所を訪問し、活動を体験する

等の地域移行に向けたプログラムを実施する。

④スーパーバイザーの派遣

初めて精神障害者を受け入れる事業所等へスーパーバイザーを派遣する。

⑤ピアサポーターの養成

地域移行を推進するためのピアサポーターを養成するための研修を実施する。

⑥住まい確保支援の実施

居住支援協議会との連携を図り、精神障害者に対する住まいの確保に関する取組を実施する。

- ①～⑥（補助先）都道府県・指定都市 （補助率） 1 / 2
- ⑦長期入院精神障害者の退院先としてのグループホームの整備
長期入院中の精神障害者の居住先確保の支援として、退院先となるグループホームの整備を更に推進する。
（実施主体）都道府県・指定都市・中核市
（補助率） 1 / 2（負担割合 国 1/2、都道府県・市 1/4、設置者 1/4）
- ⑧精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援
地域移行に実践経験のある広域アドバイザーと、都道府県等密着アドバイザーから構成されるアドバイザー委員会を国に設置し、アドバイザー委員会や先進事例視察等を通じてノウハウの共有を図り、都道府県・指定都市本庁と都道府県等密着アドバイザーが連携しながら、地域移行の仕組みづくりに携わる保健所職員、市町村職員、精神科病院職員等に対する日常的な相談・支援、人材育成を行う。
（委託先）公募

**（２） 都道府県・保健所設置市・特別区における地域移行支援に係る
体制整備【一部新規】** **（地域生活支援事業のメニュー）**

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置する。

（補助先）都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区 （補助率） 1 / 2

（３） 難治性精神疾患患者に対する地域での支援体制の整備
4百万円（5百万円）

難治性患者に対して専門的な治療を行うことにより地域生活へ移行する例も少なくないため、精神科病院と他の診療科を有する医療機関とのネットワークを構築することにより試行的に地域での支援体制を整備する。

（補助先）都道府県・指定都市等 （補助率） 1 / 2

2. 精神科救急医療体制の整備

16億円（14億円）

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制を確保するため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

（補助先）都道府県・指定都市 （補助率）1/2

3. 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ体制の整備

（地域生活支援事業のメニュー）

ひきこもり等の精神障害者を医療につなげるため、保健所等によるアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を行う。

（補助先）都道府県 （補助率）1/2

4. 摂食障害治療体制の整備

11百万円（13百万円）

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、関係機関との連携・調整等を試行的に実施するとともに、各支援センターで集積した知見の評価・検討を行う「摂食障害全国基幹センター」を設置し、摂食障害についての支援体制モデルの確立を目指す。

（補助先）摂食障害全国基幹センター：民間

摂食障害治療支援センター：都道府県

（補助率）摂食障害全国基幹センター：定額

摂食障害治療支援センター：1/2

5. 災害時心のケア支援体制の整備

53百万円（31百万円）

（1）災害時等における心のケアの支援体制の整備

53百万円（31百万円）

大規模自然災害・事故等における心のケアの対策を推進するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の司令塔機能を高め、災害等発生時の危機管理体制の強化を図る。

また、災害等によるストレス関連疾患に係るエビデンスの蓄積・分析など心のケアに関する情報支援体制・分析基盤の整備を図り、地方自治体や関係機関に質の高い情報を提供する。

（委託先）民間団体

(2) 災害派遣精神医療チームの体制整備の推進

(地域生活支援事業のメニュー)

事故・災害等の被害者に対する心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの心のケア対策を推進するため、各都道府県・指定都市で DPAT の定期的な連絡会議を開催するなど、事故・災害等発生時における緊急対応体制の強化を図る。

(補助先) 都道府県・指定都市 (補助率) 1 / 2

6. 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保

177億円(189億円)

心神喪失者等医療観察法を円滑に運用するために、指定入院医療機関の地域偏在の解消や通院医療を含む継続的な医療提供体制を引き続き整備するとともに、災害発生時の医療体制について実行性のあるガイドラインを作成する。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により医療の質の向上を図る。

7. てんかんの地域診療連携体制の整備

8百万円(9百万円)

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等を試行的に実施するとともに、各拠点機関で集積した知見の評価・検討を行う「てんかん診療全国拠点機関」を設置し、てんかんについての支援体制モデルの確立を目指す。

(補助先) てんかん診療全国拠点機関：民間団体

てんかん診療拠点機関：都道府県

(補助率) てんかん診療全国拠点機関：定額

てんかん診療拠点機関：1 / 2

8. 精神科病院等における安全な医療を提供するための研修の実施

8百万円(8百万円)

精神科病院における患者間等の暴力行為防止に対する取組に関する研修を一般の精神科医療従事者に対して開催する。

(委託先) 民間団体

9. その他

2.2億円(2.3億円)

(1) PTSD・思春期精神保健に関する研修の実施

12百万円(7百万円)

自然災害、犯罪被害(性犯罪、性暴力被害を含む)、事故等による PTSD や思春期児童の問題に対する適切な対応を図るため、医療従事者等に対

する研修を行う。

(補助先) 民間団体 (補助率) 定額

(2) 精神保健福祉センターにおける特定相談等の実施

90百万円(90百万円)

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健福祉センターが実施する特定相談や社会復帰促進事業に係る経費について補助する。

(補助先) 都道府県、指定都市 (補助率) 1/3

(3) 障害支援区分認定事務の円滑かつ適正な実施のための支援

41百万円(41百万円)

障害支援区分にかかる審査判定実績の傾向や認定状況等の課題について継続的に情報の蓄積と分析を行うとともに、自治体へのフィードバックと提案・助言を行う。

(委託先) 民間団体

(4) 自殺未遂者の再企図の防止

9百万円(20百万円)

医療機関において、自殺未遂者が搬送された際に再度自殺を図ることを防止するために、精神保健福祉士等によるケースマネジメントを試行的に実施する。

(補助先) 医療機関 (補助率) 定額

(5) かかりつけ医等の相談体制の充実 (地域生活支援事業のメニュー)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行う。

(補助先) 都道府県・指定都市 (補助率) 1/2

(6) 認知行動療法の普及の推進

64百万円(73百万円)

うつ病の治療で有効な認知行動療法^(※)の普及を図るため、医療機関の従事者等に対して、認知行動療法の研修を行う。

さらに、認知行動療法の考え方を取り入れた技法を予防的アプローチとした「こころのスキルアップ」を広く普及するための講習会を引き続き実施する。

※ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法

(補助先) 民間団体 (補助率) 定額

アルコール健康障害、薬物依存症対策、ギャンブル等依存症対策の推進

5. 5億円（1. 1億円）

○アルコール、薬物、ギャンブル等依存症対策 5. 3億円（1. 1億円） 地域生活支援促進事業34億円の内数

1. 全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

60百万円（16百万円）

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関を指定し、地域における指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、都道府県等に対する情報提供等を実施し、依存症医療・支援体制の整備を推進する。

（補助先）独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

（補助率）定額

2. 都道府県等における依存症医療・支援体制整備

4. 5億円（77百万円）

都道府県等において、地域における人材養成や、相談拠点機関の充実、専門医療機関の指定等、民間団体等の関係機関と連携した地域の支援体制づくりのための取組を推進するため、以下の①～⑦の取組を行う。

①医療提供体制の検討等

地域における依存症に関する医療提供体制の在り方（専門医療機関を含む。）の検討等を行う。

②依存症に関する情報収集、相談、連絡調整等

地域における支援の中核的な役割を果たすため、依存症に関する情報収集、専門的な相談への対応、地域の関係機関（回復施設、自助団体、保護観察所等）との連絡調整等を行う。

③連絡調整会議の開催

地域における関係機関のネットワークを強化するための連絡調整会議を開催する。

④人材養成

全国拠点機関で研修を受けた指導者により、地域で依存症者の治療・支援に当たる以下の者に対する研修を実施する。

- ・保健所等で依存症の相談対応に当たる者
- ・医療機関の医療従事者
- ・市町村の福祉関係職員、障害福祉サービス事業所の職員等、地域生活の支援に当たる者

⑤普及啓発の実施

依存症に関する相談拠点の周知の他、情報収集・提供、小冊子等の作成・配布、市民向けフォーラムの開催等を行う。

⑥家族支援の実施

精神保健福祉センターにおいて、家族に対して、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムの実施を含む支援を行う。

⑦再乱用防止教育

精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法の手法を用いた再乱用防止プログラムの実施による再乱用防止教育を行う。

(補助先) 都道府県、指定都市 (補助率) 1 / 2

3. 依存症問題に取り組む民間団体の支援

地域生活支援促進事業等(34億円)の内数

①アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

アルコール健康障害対策基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコールに関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。

②薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業

薬物依存症の当事者及び家族が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。

③ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業

ギャンブル等依存症の当事者及び家族が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。

○アルコール健康障害対策のうち内閣府から移管する事業費 17百万円

アルコール健康障害対策基本法に基づき、内閣府が所管するアルコール健康障害対策業務の平成29年4月の厚生労働省への移管に向けて、アルコール依存症対策の他、アルコール健康障害に対する理解を促進するとともに、アルコール健康障害に関する予防及び治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を推進する。

1. アルコール健康障害対策理解促進事業 12百万円

アルコール関連問題啓発週間関係事業の開催やリーフレットの作成等をし、アルコール健康障害に関する正しい理解の普及啓発を行う。

2. アルコール健康障害対策連携推進事業 3百万円

都道府県のアルコール健康障害対策の推進を図るための研修会等の開催し、都道府県のアルコール健康障害対策を推進する。

東日本大震災及び熊本地震被災者に対する心のケア体制の整備
14. 2億円（13.6億円）

東日本大震災及び熊本地震による被災者の心のケア等を継続的に実施するため、被災県に設置している「心のケアセンター」において、精神保健福祉士等による訪問相談、医療の提供支援等を行うための体制整備を支援する。

（補助先）岩手県・宮城県・福島県 （補助率）定額

（補助先）熊本県 （補助率）3／4